

# 宮城県公報

行 政  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	一
○救急医療機関の認定	(医療政策課)	二
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会政策課)	二
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(同)	二
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	三
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	(同)	四
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	五
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)	(農林水産経営支援課)	六
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村振興課)	六
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	六
○道路の区域変更(三件)	(道 路 課)	七
○建築士免許の取消し	(建築宅地課)	八
○土地改良区の定款変更の認可	(北部地方振興事務所)	八
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	九
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(警察本部会計課)	九

ページ

## 選挙管理委員会

○衆議院小選挙区選出議員選挙に係る政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数について

## 収用委員会

○相川沢川十三浜事件審理の開催

## 告 示

### ○宮城県告示第八百八十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十九年十月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
富永内科医院	塩竈市松陽台一丁目一番二一〇号	平成二十九年七月十八日
遠藤歯科クリニック	大崎市古川中島町一二十八	平成二十九年八月一日
医療法人社団交鐘会あおぞら在宅診療所富谷仙台	富谷市富ヶ丘二丁目二十番地二 サイバ 1パーク富谷三百五	平成二十九年八月一日
銀河薬局泉沢店	塩竈市泉沢町二十二一五	平成二十九年九月一日
くるみ薬局	角田市角田字田町百二十三番地の六	平成二十九年九月一日
玉瀾医院	柴田郡柴田町槻木上町一―一五十八	平成二十九年九月一日

### ○宮城県告示第八百八十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十九年十月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
富永内科医院	塩竈市藤倉二丁目十六ー三十五	平成二十九年七月十六日
あおぞら在宅診療所 富谷仙台	富谷市富ヶ丘二丁目二十一 サイバーパーク富谷三百五	平成二十九年七月三十一日
三浦泌尿器科医院	石巻市新橋八ー六	平成二十九年八月二十一日
くるみ薬局	角田市角田字田町百二十三番地の六	平成二十九年八月三十一日
玉瀧医院	柴田郡柴田町榎木上町一ー一五十八	平成二十九年八月三十一日

○宮城県告示第八百八十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十九年十月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 の 有 効 期 限
女川町地域医療センター	女川町鷺神浜字堀切山五十一ー六	平成二十九年十月一日	平成三十二年九月三十日

○宮城県告示第八百八十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十九年十月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

訪問介護	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七〇八〇〇五四一	訪問介護けやきの杜 角田市角田字中島上八百八十番地	医療法人金上仁友会	平成二十九年七月一日

○四七一〇〇七五〇

結ヘルバーステーション 岩沼市藤浪一丁目三番四十号

○四七一三〇二二二五

株式会社結 岩沼市藤浪一丁目三番四十号

○四七一六〇〇〇三一

株式会社リツワ リツワ訪問介護事業所 栗原市築館宮野中央一丁目一番二号

○四七二六〇〇九三一

M2ファーマシー株式会社 エムツワ訪問介護ステーション 富谷市日吉台二丁目二十四番地六

○四七二六〇〇九三一

株式会社LIFE RI ライフリッチ在宅サポート センター 宮城県郡松島町高城字城内二十八

二 訪問看護

○四六〇七九〇一〇八

株式会社ジーマーブル 訪問看護ステーション シンシア 名取市飯野坂四丁目四番十五号

○四六二四九〇〇四六

合同会社みらい介護 すこやか訪問看護ステーション 巨理郡巨理町吉田字原二百四十七番地十九

三 通所介護

○四七二三〇二二二七

株式会社イーケアル くりはらデイサービスセンター 栗原市築館下宮野町下二十四番地一

○四七〇九〇〇八四六

株式会社ツクイ ツクイ多賀城 多賀城市八幡四丁目四番十六号

○四七二六〇〇〇四九

株式会社東北介護福祉サービス オアシスデイサービス富ヶ丘 富谷市富ヶ丘二丁目十七番地二十四

○宮城県告示第八百八十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者と

して、次のとおり指定した。  
平成二十九年十月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七三二〇〇六八三	セントケアここた 遠田郡美里町化粧坂十九番 一号	セントケア宮城株式会社	平成二十九年 七月一日
〇四七二六〇〇九四九	居宅介護支援ふれあいホー ムひなたぼっこ 宮城県利府町花園三丁目五 番地十八	株式会社ふれあいホーム ひなたぼっこ	平成二十九年 八月一日

○宮城県告示第八百八十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十九年十月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七〇八〇〇五四一	訪問介護けやきの杜 角田市角田字中島上八百八十 三番地	医療法人金上仁友会	平成二十九年 七月一日
〇四七二二〇二二二五	リツワ訪問介護事業所 栗原市築館宮野中央一丁目 一番二号	株式会社リツワ	平成二十九年 七月一日
〇四七一六〇〇〇三二	エムツー訪問介護ステーシ ョン 富谷 富谷市日吉台二丁目二十四 番地六	M2ファーマシー株式会 社	平成二十九年 七月一日
〇四七二六〇〇九三二	ライフリッチ在宅サポート センター 宮城県松島町高城字城内 二十八	株式会社LIFE RI CH	平成二十九年 七月一日

二 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日

〇四六〇七九〇一〇八	訪問看護ステーションシ ンシア 名取市飯野坂四丁目四番十 五号	株式会社ジーマーブル	平成二十九年 七月十五日
〇四六二四九〇〇四六	すこやか訪問看護ステーシ ョン 巨理郡巨理町吉田字原二百 四十七番地十九	合同会社みらい介護	平成二十九年 七月十五日

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七一三〇二二一七	くりはらデイサービスセン ター 栗原市築館下宮野町下二十 四番地一	株式会社イークアル	平成二十九年 七月一日
〇四七一四〇〇八〇四	デイサービスすみちゃんの 家 東松島市野蒜字大茂倉八十 番地	特定非営利活動法人のん びよりすみちゃんの家	平成二十九年 七月一日
〇四七一三〇二二二三三	デイサービス和み川北新町 亭 栗原市若柳川北新町百七番 地四	株式会社ケア・ライフ・ フェイイス	平成二十九年 七月十五日
〇四七一五〇二五七五	デイサービス樺 大崎市古川沢田字筒場十五 番地	株式会社SKY	平成二十九年 七月十五日
〇四七〇九〇〇八四六	ツクイ多賀城 多賀城市八幡四丁目四番十 六号	株式会社ツクイ	平成二十九年 八月一日

○宮城県告示第八百八十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十九年十月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七〇三〇〇五六七	株式会社居宅支援事業所あ おぞら 塩竈市伊保石三百五十六番 地二	株式会社居宅支援事業所 あおぞら	平成二十九年 七月三十一日



ビス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十九年十月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七〇三〇〇五六七	株式会社居宅支援事業所あおぞら 塩竈市伊保石三百五十六番地二	株式会社居宅支援事業所あおぞら	平成二十九年七月三十一日
〇四七三二〇〇三三六	有限会社コスモス介護支援センター 柴田郡大河原町字新南二十九番地十二	有限会社コスモス介護支援センター	平成二十九年八月三十一日
〇四七二六〇〇六三四	ヘルパーステーションいやしの館 宮城県松島町磯崎字西ノ浜五十九番地五	株式会社ショウケイヘルケア研究所	平成二十九年八月三十一日

二 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四六〇二九〇一四一	訪問看護ステーションであにて 石巻市小船越字堤下六十六番地	株式会社白樺	平成二十九年七月三十一日

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七〇七〇〇九六四	ユースポ館腰デイサービス 名取市植松字錦田四十四番地の一	株式会社ユースポーツライフ	平成二十九年八月三十一日
〇四七〇七〇〇一〇八七	ユースポ仙台南デイサービス 名取市上余田字西田十九番地一	株式会社ユースポーツライフ	平成二十九年八月三十一日
〇四七一一〇〇四〇四	ユースポ岩沼デイサービス 岩沼市藤浪二丁目一番十一号	株式会社ユースポーツライフ	平成二十九年八月三十一日
〇四七一一〇〇四八七	ユースポはつらつデイサービス	株式会社ユースポーツライフ	平成二十九年八月三十一日

〇四七一一〇〇六〇二	ユースポ岩沼大手町デイサービス 岩沼市大手町八番十五号	株式会社ユースポーツライフ	平成二十九年八月三十一日
------------	--------------------------------	---------------	--------------

〇四七三二〇〇一一三六	ユースポ大河原デイサービス 柴田郡大河原町字新桜町一番地十	株式会社ユースポーツライフ	平成二十九年八月三十一日
-------------	----------------------------------	---------------	--------------

〇四七二四〇〇七〇四	ユースポ巨理デイトレセンター 巨理郡巨理町逢隈中泉字沼添七十五番地一	株式会社ユースポーツライフ	平成二十九年八月三十一日
〇四七二六〇〇六九一	デイサービス松島の館 宮城県松島町磯崎字西ノ浜五十九番五	株式会社ショウケイヘルケア研究所	平成二十九年八月三十一日

四 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七〇三〇〇四五〇	さくらぐりーん 塩竈市杉の入四丁目三番八号	社会福祉法人嶋福社会	平成二十九年七月三十一日

五 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七〇三〇〇四五〇	さくらぐりーん 塩竈市杉の入四丁目三番八号	社会福祉法人嶋福社会	平成二十九年七月三十一日

〇宮城県告示第八百九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十九年十月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇三〇〇三三九	フルール介護ステーション	居宅介護	合同会社フルール	平成二十九年

シヨン 塩竈市牛生町九一 二	重度訪問介護	ール	十月一日
----------------------	--------	----	------

○宮城県告示第八百九十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年十月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 十一加入 区	平成二十九年宮 城県告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定）で 告示された宮 城県漁業協 同組合の表浜 支所の地区	平成二十九年 九月十九日	石巻市小測浜小測六十 九村 忠良 石巻市小測浜向田二十 八村 章義 布川 章義	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 するのり養殖 業	三人

○宮城県告示第八百九十二号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

平成二十九年十月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
田中	農村地域防災減災事業（ため池整備事業）	平成二十七年六月十六日

○宮城県告示第八百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十九年十月三日

一 処分を行った地区の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
沖富地区

二 処分の年月日  
平成二十九年九月二十二日

○宮城県告示第八百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大島浪板線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
気仙沼市小々汐八〇番一地先から 同市小々汐八〇番一地先まで	七・五 一三・一	一五・一 三六・五	八八・三	八八・三

○宮城県告示第八百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 馬籠東和線
- 三 道路の区域



変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
気仙沼市本吉町滝沢八番一―地先から 同市本吉町滝沢八番一―地先まで		前	五・〇 五・三	九三・〇
後			九・九 一八・五	九三・〇

○宮城県告示第八百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 泊崎半島線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
本吉郡南三陸町歌津字管の浜七〇番二地先から 同郡同町歌津字管の浜六七番四地先まで		前	九・〇 一一・六	一三・〇
後			九・六 一八・三	一三・〇

○宮城県告示第八百九十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二二二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十九年十月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏名	一級建築士、二級建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
平成二十九年九月十七日	佐藤 三男	二級建築士	第九百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十九年九月十七日	高橋 敏	二級建築士	第九百五十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月十七日	佐々木 宏	二級建築士	第九百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月十七日	志 宗男	二級建築士	第九百七十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月十七日	大津 宗男	二級建築士	第九百七十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月十七日	郷古 孝男	二級建築士	第二千二百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月十七日	但木 守	二級建築士	第二千三百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月十七日	後藤 孝夫	二級建築士	第二千四百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月十七日	向田 忍	二級建築士	第二千五百十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月十七日	佐々木 家	二級建築士	第二千五百十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月十七日	寿 栄	二級建築士	第二千五百十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月十七日	川野 重雄	二級建築士	第二千五百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月十七日	清水 幸治	二級建築士	第二千五百三十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月十七日	早坂 和夫	二級建築士	第二千五百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月十七日	齋藤 市松	二級建築士	第二千五百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月十七日	奥山 力雄	二級建築士	第二千五百八十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月十七日	門伝 隆吉	二級建築士	第二千七百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月十七日	鈴木 夫美	二級建築士	第二千七百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月十七日	雄 次男	二級建築士	第二千七百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月十七日	佐藤 次男	二級建築士	第二千七百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月十七日	庄司 一男	二級建築士	第二千七百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月十七日	菊地 俊男	二級建築士	第二千八百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月十七日	遠藤 克夫	二級建築士	第二千八百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月十七日	渡辺 隆男	二級建築士	第二千九百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十九年九月二 十七日	千葉 正明	二級建築士	第三千五百二十 七号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	小岩 英郎	二級建築士	第三千四百十九 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	鈴木 吉男	二級建築士	第三千四百十五 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	男 六戸 喜千	二級建築士	第三千四百七号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	八巻 信雄	二級建築士	第三千三百八十 九号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	加藤 清廣	二級建築士	第三千三百七十 八号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	六戸 彦造	二級建築士	第三千三百七十 四号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	三浦 栄	二級建築士	第三千二百八十 八号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	高橋 利定	二級建築士	第三千二百六十 四号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	渡辺 泰	二級建築士	第三千二百五十 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	吉田 俊雄	二級建築士	第三千二百四十 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	大友 稔	二級建築士	第三千二百三十三 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	古 寺林 稜比	二級建築士	第三千五百十五 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	石川 淳	二級建築士	第三千三十六号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	鈴木 芳男	二級建築士	第二千九百八十 九号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	嘉藤 俐	二級建築士	第二千九百八十 八号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	大崎 常男	二級建築士	第二千九百七十 八号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	鈴木 武	二級建築士	第二千九百六十 一号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	後藤 松隆	二級建築士	第二千九百五十 四号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	佐々木 強	二級建築士	第二千九百三十 二号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため

○宮城県告示第八百九十八号  
鶴田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十  
条第二項の規定により、平成二十九年九月二十二日認可した。

平成二十九年九月二 十七日	尾形 朝雄	二級建築士	第四千六十七号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	佐藤 軍逸	二級建築士	第四千五十九号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	後藤 善雄	二級建築士	第四千二十八号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	松尾 信郎	二級建築士	第四千二十三号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	氏家 栄盛	二級建築士	第三千八百九十 八号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	水野 勝巳	二級建築士	第三千七百九十 四号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	菅野 親	二級建築士	第三千七百七十 九号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	内藤 兼志	二級建築士	第三千七百三十 四号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	橋浦 友四 郎	二級建築士	第三千七百八十 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	井筒 健治	二級建築士	第三千六百六十 四号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	佐藤 寛	二級建築士	第三千六百六十 三号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	佐藤 秀雄	二級建築士	第三千六百六十 二号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	鶴家 勇	二級建築士	第三千六百三十 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	松尾 栄作	二級建築士	第三千六百二十 六号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	松原 敏夫	二級建築士	第三千五百八十 八号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	佐山 昭蔵	二級建築士	第三千五百八十 三号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	堀籠 正志	二級建築士	第三千五百七十 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月二 十七日	男沢 次夫	二級建築士	第三千五百三十 一号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため



なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年十月三日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 彰

### 公 告

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年十月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

東松島市野蒜字横山六十二番、六十三番、六十四番、六十六番、六十七番、七十番、七十五番、七十六番、八十三番の一部、百一番、百二番、八十三番地先の道の一部、八十三番地先の無番地、七十五番地先の無番地、百一番地先の水、同字上野蒜七十番二、二百二十九番、二百三十番、二百三十一番、二百三十二番、二百三十三番、二百三十九番、二百六十番、二百六十一番、二百八十一番、二百八十二番、二百八十三番、七十番二地先の道の一部

東松島市

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年十月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 調達案件及び数量 宮城県警察WAN用端末装置賃貸 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成三十年三月一日から平成三十五年二月二十八日まで

- 4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格取得した者であること。

- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしているとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号) 電話〇二二二二二一三三三五)へ平成二十九年十月二十三日(月)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二二二二一七七一、内線二二三三)

2 入札説明書等の交付期限

平成二十九年十月二十三日(月)午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年十一月一日(水)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十九年十一月十三日(月)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書

留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年十一月十四日(火)午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免

税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Service Required : Lease of computer terminal for the Miyagi Prefectural Police Wide Area Network System-1 set

2 Duration of Contract : March 1, 2018 to February 28, 2023

- 3 Location : Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi and other places
- 4 Bid Deadline : November 13, 2017, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

**選挙管理委員会**

○宮選管告示第百十三号

第四十八回衆議院議員総選挙において、宮城県内の小選挙区選出議員の選挙に関し、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定による候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる候補者届出政党七一政党当たりの政見放送の回数は、次のとおりとする。

平成二十九年十月三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県における候補者届出政党の届出候補者数	テレビジョン放送		ラジオ放送	
	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
一人又は二人の場合	株式会社仙台放送 株式会社宮城テレビ放送	一 一		
三人から五人までの場合	株式会社仙台放送 株式会社宮城テレビ放送	一 一	東北放送株式会社	一
六人の場合	株式会社仙台放送 株式会社宮城テレビ放送 東北放送株式会社 株式会社東日本放送	一 一 一 一	東北放送株式会社	二

**収用委員会**

○宮城県収用委員会告示第33号  
二級河川相川沢川水系相川沢川改修工事（左岸：宮城県石巻市北上町十三浜字相川地先河川敷地から同市北上町十三浜字相川地内まで）及びこれに伴う市道付替工事に係る土地収用事件（相川沢川十三浜事件）について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成29年10月3日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 日時 平成29年11月6日（月）午後2時から

2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等